

生徒の守るべき事項

1 礼儀の徹底

- (1) お互いに相手の人格を敬い、挨拶を交わす。
- (2) 授業の始めと終わりには全員起立して挨拶する。

2 環境の整美

公共物を大切にし、清潔で明るい環境を作るため校内美化に努める。

- (1) 清掃時は協力して、清掃の徹底を図る。
- (2) ゴミは必ず分別して処理する。

3 服装等について

- (1) 服装は制服を着用し、質素にして端正であること。(制服は変形しない)
- (2) やむを得ず規定以外の衣服を着用して登校する場合は、組担任に申し出て許可を受ける。
- (3) 靴は華美でない運動靴か、黒色の皮または合皮シューズとする。
- (4) 上履き、体育館シューズは学校指定のものを使用する。
- (5) 登校時のバッグについては次の3点を守る。
 - ・色については制服に合う華美でないものとする。
 - ・メインとなるバッグは防犯対策上、チャックがついているものが望ましい。
 - ・原則として考査期間中はロッカーに入るものとする。
- (6) マフラー(ネックウォーマー等を含む)は登下校のみ着用を許可する。校内の着用は認めない。色は華美でないものとする。
- (7) 防寒着は華美でないものとする。ただし、制服(学ラン、ブレザー)の上に着用すること。

◎男子の服装

- ① 服装は学校指定(冬服、合服、夏服、校章入り)のものとする。ただし、合服の長袖カッターシャツは、学校指定のものを購入した者のみの着用である。
- ② 校章は左襟に、学年組章は右襟につける。
- ③ ソックスは白、黒、紺色とする。(ワンポイント、ライン入りは認める)
- ④ シャツ、セーター類は制服から出ないように着用する。

◎女子の服装

- ① 服装は学校指定のもの(冬服、合服、夏服)とする。冬服の場合、原則としてベストを着用すること。ただし、体温調節のため、冬服でもベストを着用しないことがあってもよい。また、セーター類はベストの下に着用し、制服から出ないように着用する。
- ② 夏服の場合、ブラウスの下にはアンダーウェアを着用し、透けないものとする。ネクタイ・リボンを着用してもよい。また、ブラウスはスカートの中に入れていないデザインになっているが、スカートの中に入れて着用してもよい。
- ③ 校章は左襟に、学年組章は左胸ポケットにつける。
- ④ ソックスは白、黒、紺色とする。(ワンポイント、ライン入りは認める)ストッキング等は無地の肌色と黒色とする。ハイソックス及びブルーズソックスは禁止する。

4 頭髪等について

頭髪は不潔にならないように努め、また、他人に不快感を与えないものであること。

◎男子

- (1) 前髪は目にかからない。
- (2) 髪は耳にかからない。
- (3) 後髪は襟にかからない程度。
- (4) 脱色、染色、パーマ、ドライヤー、整髪料等による変形、変則カット、眉そり等は禁止する。

◎女子

- (1) 前髪は目にかからない。
- (2) 脱色、染色、パーマ、ドライヤー、整髪料等による変形、変則カット等は禁止する。
- (3) 肩の線より長い髪は結ぶ。
- (4) ゴム、ピンは黒・紺・茶とする。
- (5) 口紅（色付きリップ）、マニキュア、ファンデーション等の化粧および眉そりは禁止する。
- (6) ヘアーバンドやピアス等は禁止する。

5 自転車通学者の心得

- (1) 自転車損害賠償保険に加入していない者は自転車を利用することはできない。
- (2) 交通法規を遵守し、安全運転に徹する。
- (3) 自転車乗車中の携帯電話及び音楽機器等の使用は厳禁。
- (4) 自転車の前輪・後輪にスポーク・テール（反射板）を設置する。
- (5) 雨天時にはレインコートを着用する。傘をさしての運転は厳禁する。
- (6) 夜間は必ず点灯する。並走、右側通行等の危険な行為はしない。
- (7) 二人乗りは禁止する。
- (8) 徳府地下道は、必ず自転車を降り、押して通行する。
- (9) 自転車通学者は学校の通学許可を受け、ステッカーを指定の箇所に貼付する。また、クラスごとに指定された駐輪場に必ず鍵（ツーロック）をかけて整然と駐輪する。
- (10) 以上の事項が守れないときは、自転車の通学を禁止することもある。

6 下校時間

- (1) 下校完了時間は下記のとおりとする。

通 常 19時30分

考査期間 17時00分

* 3年の居残り学習は学年の指導・監督があれば部活動時間に準ずる。

- (2) 登校後、下校までは校外に出てはならない。やむを得ず早退又は外出するときは事前に組担任（又は代わりの先生）に本人が必ず届け出て、許可を得る。
- (3) 近隣の迷惑にならないよう速やかに下校する。
- (4) 登下校の際、事故があったときは学校に報告する。

7 所持品、及び紛失物、拾得品について

- (1) 学校には貴重品、多額の金銭、ぜいたく品及び学用品以外の物品は携行しない。
- (2) 携帯電話について
携帯電話の持ち込みは許可するが、教員の指導の下、総合的な探究の時間や授業で利活用する場合を除き、学校敷地内使用禁止。（学校敷地内では、携帯電話の電源を切る）
- (3) 教科書、その他すべての所持品については記名をし、保管については各自十分に注意し、下校の際には原則として持ち帰る。（原則外のものについては学年の指示による）
- (4) 物品の紛失、又は拾得したときは直ちに関係の先生に届け出る。

8 その他守るべき事項

- (1) バイク通学の禁止（9の(9)参照）
- (2) アルバイトの禁止（9の(5)参照）
- (3) 次の場所への出入りを禁止する。遊技場、酒等を提供する店やその他好ましくない場所。
- (4) 午後10時以降の外出、及び外泊の禁止

9 届け出を要する事項

下記のもの全ては願い・届けを必要とし、許可を得なければならない。（用紙は学校指定のもの）

- (1) 旅行、キャンプ、登山、遠征、その他これらに類するものの許可願。計画するには、保護者等及び組担任と相談して学校の指導を受けること。
- (2) 集会許可願

校内の集会は全て許可を必要とする。校外の集会に参加する場合は保護者等の許可を得て組担任、生徒課に届け出ること。

- (3) 掲示，署名，募金，印刷物配布等の許可願。
校内において掲示，署名，募金，印刷及びその配布をする場合。
- (4) 合宿許可願
別記
- (5) アルバイト許可願
アルバイトは禁止する。やむを得ない事情がある場合は保護者等と相談の上，許可することもある。
- (6) 異装許可願
やむを得ない事情によって本校指定以外のものを着用するとき。
- (7) 外出許可願
登校時刻より下校時刻までの間に校外に出る場合。
- (8) 自転車通学許可願
自転車通学を希望する者。
- (9) 運転免許取得許可願
自動車，バイク免許証の取得は認めないが，やむを得ない事情がある場合は保護者等と相談の上許可することもある。
- (10) J R割引証交付願
- (11) その他の届け出
 - 紛失，盗難，拾得の場合。
 - 欠席，欠課，遅刻，早退の場合。
 - 施設，設備，備品等の破損の場合。